

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 8 年

# 環境・安全安心特別委員会会議録

令和 8 年 6 月 1 1 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

## 環 境 ・ 安 全 安 心 特 別 委 員 会 会 議 録

- |   |               |  |  |
|---|---------------|--|--|
| 1 | 開会年月日         | 令和8年6月11日(木)   |  |
| 2 | 開会場所          | 議会第3会議室  |  |
| 3 | 出席者<br>(12人)  | 委員長 早川 太郎<br>委員 拝野 健<br>委員 岡田 勇一郎<br>委員 望月 元美<br>委員 中嶋 恵<br>委員 小坂 義久   | 副委員長 高橋 えりか<br>委員 吉岡 誠司<br>委員 青鹿 公男<br>委員 寺田 晃<br>委員 石塚 猛<br>議長 石川 義弘  |
| 4 | 欠席者<br>(1人)   | 委員 伊藤 延子   |  |
| 5 | 委員外議員<br>(0人) |  |  |
| 6 | 出席理事者         | 区 長<br>副 区 長<br>総務部副参事<br>(区民部副参事(谷中防災コミュニティセンター長) 兼務)<br>危機管理室長<br>危機・災害対策課長<br>生活安全推進課長<br>観光課長<br>環境清掃部長<br>環境課長<br>清掃リサイクル課長<br>台東清掃事務所長<br>教育委員会事務局参事<br>教育委員会事務局庶務課長<br>教育委員会事務局指導課長 | 服 部 征 夫<br>野 村 武 治<br>山 本 光 洋<br>小 池 雄 太<br>國 寄 祐 子<br>横 倉 亨<br>遠 藤 成 之<br>古 屋 和 世<br>坂 本 一 成<br>廣 瀬 幸 裕<br>山 田 安 宏<br>(事務局参事 事務取扱)<br>増 嶋 広 曜 |
| 7 | 議会事務局         | 事務局長<br>事務局次長  | 鈴木 慎也<br>久木田 太郎  |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

議事調査係長	吉田 裕 麻
議会担当係長	女部田 孝 史
書 記	堀 真佑夏

## 8 案件

### ◎審議調査事項

案件第1 第75号議案 災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者  
にかかる損害補償に関する条例の一部を改正する条例

案件第2 環境及び安全安心について

### ◎理事者報告事項

#### 【危機管理室】

1 災害時における協定の締結について ……資料1 危機・災害対策課長

#### 【環境清掃部】

1. 台東区区有施設地球温暖化対策推進実行計画（第五次及び第六次計画）の進捗状況に  
ついて ……資料2 環境課長

2. 「たいとうクリーンアップカート」の運用開始について  
……資料3 環境課長

3. 台東区公衆喫煙環境の整備指針の改正について  
……事前資料1 環境課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前10時00分開会

○委員長（早川太郎） ただいまから、環境・安全安心特別委員会を開会いたします。

---

○委員長 初めに、私から申し上げます。  
伊藤委員は本日欠席との届出がありました。

---

○委員長 次に、区長から挨拶があります。  
◎服部征夫 区長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

---

○委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。  
また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願いいたします。

---

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。  
本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがですか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。  
それでは、審議に入らせていただきます。

---

○委員長 初めに、案件第1、第75号議案、災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
本案について、理事者の説明を求めます。  
危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 それでは、第75号議案、災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。本条例は、災害時の応急措置従事者がその業務により死亡、負傷等した場合の損害補償等の受給に関することを規定するものでございます。

主な改正内容は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の廃止に伴い、第18条の災害に際し応急措置の業務に従事した者等が防災業務により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の金額を31万5,000円から33万円に引き上げるものです。また、制定附則第7条として、第18条の規定による金額が補償基礎額の60倍に相当する額に満たない場合に、当分の間、当該60倍に相当する額を葬祭補償の額とすることを新設するものです。

本改正の施行期日につきましては公布の日からといたしますが、令和8年4月1日を適用日とし、あわせて、所要の経過措置を定めるものです。

改正内容は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いたします。

○委員長 それでは、本案についてご審議願います。よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

---

○委員長 次に、案件第2、環境及び安全安心についてを議題といたします。

本件について、理事者から報告がありますので、ご聴取願います。

初めに、災害時における協定の締結について、危機・災害対策課長、ご報告願います。

危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 それでは、災害時における協定の締結についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。項番1、協定の目的でございます。民間事業者と災害協定を締結することにより、区の災害対応力の強化を図ることを目的とします。

項番2、協定の名称ですが、災害時におけるトイレカー及び仮設トイレ等の供給に関する協定です。

項番3、協定の内容でございます。（1）概要です。災害時、安全で安心して使用できる災害時トイレの整備を図ることを目的として、トイレカー及び仮設トイレ等の供給の協力を要請するものです。（2）相手方は静岡県浜松市に本社があるベクセス株式会社です。

なお、協定書の案は別紙のとおりです。

項番4、今後の予定です。案件をご了承いただいた後、令和8年7月に協定を締結する予定です。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

望月委員。

◆望月元美 委員 今回、災害時におけるトイレの供給というところで協定が結ばれることはよかったと思っております。その中でちょっと確認をさせていただきます。実際にこのトイレカーと仮設トイレはどれぐらいの数が供給できるのか、その辺教えてください。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 先方に確認しましたところ、トイレカーで7台、仮設の和式トイレで約1,900台ほど保有しているということです。その他、洋式タイプですとか小便器タイプなどもかなりの数を保有していると聞いております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 そうしますと、実際にその数で賄えるのか。今後また違う、ちょっと他社とのトイレの供給について協定するのかどうかということと、実際に災害になったときに大体それぐらいの数、状況にもよると思うんですが、その仮設トイレ等が整備される場所などは、この優先順位とかはつけているんでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 まず本年、トイレ指針を策定いたしました。その中においては、基本的には発災後2週間目に141基不足すると試算はしております。ですので、この不足を補うために、このトイレカーですとか仮設トイレの供給を提供していただけるような協定を結んだものでございます。発災の当然、規模等によってはこれ以上必要になる場合もありますので、これで十分かと言われれば難しいところではありますが、当面、この協定を基に仮設トイレ等の供給のほうは提供をお願いしていきたいと考えております。

また、設置場所につきましては、基本的には避難所ですとか公園、特に被災後、トイレの損傷が激しい部分、不足する部分に重点的に配付などは考えているところです。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 分かりました。

令和7年の第2定のときにちょっとその委員会のところで、私のほうで、こういう災害時における協定を結んだ場合には、実際にその災害が起きたときの協力要請の担当部署に対して、どのようにしていくのかというふうにちょっと質問させていただきました。そのときの答弁が、職員の行動マニュアル検証、具体化を進めていくというのがあったんですが、その後、その辺の状況はいかがでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 職員行動マニュアルにつきましては、本年度と来年度の今、現時点では2か年にわたって修正をしたいと考えているところです。また、協定の発動の流れについては、そのマニュアルを修正する中で実際に具体化をしていきたいと考えております。以上です。

○委員長 いいですか。

望月委員。

◆望月元美 委員 分かりました。こういうのは大事なことで、しっかりと進めていただきたいと思います。

○委員長 いいですか。

ほか。

石塚委員。

◆石塚猛 委員 関連なんですけれど、これ仮設トイレ、決して安くはないんですよね。例えば、何だ、トイレカー、ちょっとした金額ですよ。幾ら協定を結んだって、ただじゃないと思うん

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

だよな、無料じゃないと思うんだよ。これ正直言うと、臨時とはいえ、きちんと金取られますから。

私、ある神社の総責任者やっていて、2日、4日間なんですけれど、100万人近く来るね。そうすると、トイレが問題なんです。近隣の人たちが、町会長から文句が出るのは、やはり仮設トイレをもっと増やせって言われているんだね。これは区の担当にお願いしても、神社仏閣ですから、はい、そうですかっつうわけにいかないんだけど、一つ尋ねてみたいんだけど、例えば神社が主催だとしても、そこに来る人たちは観光目的なんだよな。観光というと、これ行政だと思うんだけど、その辺の判断はいかなるものでしょうかね。

○委員長 いや、これ災対は答えられないじゃないか。災害時とは、委員、すみません、災害時とは違うんで、多分災対で……。

◆石塚猛 委員 類する……。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 まず、今回の協定についていえば、この事業者の方は様々なイベント、マラソン大会ですとか、そういったイベントに実績があるということですので、また1基、2基という単位が小さいところからも貸出しができるということですので、区のほうで設置するかどうかはまた議論が必要ですが、私どものほうが間に入ってご紹介するですとか、そういったことは可能かと考えています。

○委員長 石塚委員。

◆石塚猛 委員 さすが、理事者はうまい。結局そうなるわけですよ。ただし、だからといって放っておくわけにいかないと。人が100万近く来て、その対応をしないというのはやはり台東区民としてはちょっとつらいところがありますんでね。

先ほどの質問にちょっと戻るけれど、決して安くはないって言ったのは、現に高いんですよ。トイレカーなど1日7万か8万取られている。そういう意味で、こういう対応というのは決して、高くつくということですよ。それを承知の上で、こういうことは進めないといかんじゃないのかなと思う。以上です。

○委員長 よろしいですか。

◆石塚猛 委員 はい。

○委員長 ほか。

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 協定締結、大変よい取組だと思います。ちなみに台東区までの運搬元というのは、運搬元、どちらになりますか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 先方の事業者の仕切りで、東京都内に供給する場合は相模原と八王子に配送センターがあるということで、そこから提供されるというふうに聞いております。また、埼玉や千葉、宮城のほうにも事業所があるということですので、そちらから提供

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

する場合もあると、検討可能ということでは聞いてございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 例えば大きな災害が起きて、道が塞がってしまったり、移動ができない場合を想定しますと、運搬元、先ほど八王子や相模原、割と距離がありますので、その際の運搬の手段とか解決手段なども教えていただけますでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 道路というのは、トイレだけではなくて物資の輸送等々ございますので、基本的には道路がやはり開かないと、仮設トイレを持ってくるのは難しいかとは考えておりますので、そういったときのためにも、やはり各ご家庭で簡易トイレ、携帯トイレのほうは備蓄を促しているというところでございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。なかなか近隣の県とかも協力をいただけるということはとてもありがたいお話だと思いますので、引き続きの協力体制でよろしく願いいたします。

○委員長 よろしいですか。

◆中嶋恵 委員 以上です。

○委員長 ほか。

寺田委員。

◆寺田晃 委員 大体皆さん聞いていただいたんで、ダブらないように確認をさせていただきます。先頃、トイレカーが7台と仮設が1,900台って教えていただいたんですけども、これ丸々、台東区に用意していただけるわけじゃなくて、災害規模の大きさとかあって、ベクセスさんですか、契約されているほかの自治体もあると思うんですけども、その災害状況によってはマックスじゃなくて振り分けられるのかなという、それがちょっと疑問なんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 都内で申し上げますと、既に世田谷区さんと町田市さんと協定を結んでいるということでございますので、仮に首都直下地震ということで同程度の被害があれば、当然要請ということで台東区で全部いただくとかいうことは難しいかと思えますし、また、全国でイベントが開かれていけば、そちらで使用されている部分もあるかと思えますので、これが全てというのは現実としては難しいのではないかと考えます。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 それで確認したいんですけども、やはりお得意さんって言っちゃあれですけども、ふだんからベクセスさんとお付き合いですね、常々こういう協定を結んだ際にお願いはしているんですが、台東区の総合防災訓練とか訓練を重ねていくことによってお付き合いも広がっていきますし、台東区さんなら持っていても安心だとか、また、受け入れてもすぐ活用できるんだというものが必要だと思うんですね。今回の協定に限らず、今後、防災訓練等

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

で様々な協定の訓練をぜひともやっていただきたいなっているんですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 まず、このことにつきましては、協定はするというので、訓練については今後検討させていただきますが、この協定の関係といたしましては、特に重要なのが物資などの配送というところでは考えております。そこで今年度の防災訓練においては、協定を締結した配送事業者の方にも総合防災訓練ご参加いただいて、こうした協定の実効性ですとか課題だとか、そういったところを確認してまいりたいと考えているところです。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 期待しておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 すごくいいことだと思っておりますので、この協定自体は供給に関する協定だと思っておりますが、実際配備された場合の管理、し尿の管理等については、もうどなたがやるということは決まっているのでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 基本的には向こうからレンタルで借りた後は区の職員ですとか、避難所があれば避難所運営委員会の方、区民の方、そういった方が清掃管理はしていくことになるかと考えております。また、し尿の収集処理については協定を結んでいる事業者さんですとか、そういったところをお願いをするということになるものと考えております。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 そこが分かれば大丈夫です。ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。

◆拝野健 委員 はい。

○委員長 ほか、よろしいですか。いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、台東区区有施設地球温暖化対策推進実行計画（第五次及び第六次計画）の進捗状況について、環境課長、報告願います。

環境課長。

◎古屋和世 環境課長 それでは、台東区区有施設地球温暖化対策推進実行計画（第五次及び第六次計画）の進捗状況についてご説明をさせていただきます。

資料2をご覧ください。1、概要です。本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画として策定することで、区が実施する事務事業及び区有施設に係る

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

温室効果ガス排出量の一層の削減を進めるものでございます。

2、第五次及び第六次計画の概要です。(1)計画期間は、第五次計画が令和2年度から令和6年度までの5年間、第六次計画が令和6年度から令和12年度までの7年間で、今回のご報告は令和6年度の進捗状況でございます。

(2)対象施設は区及び指定管理者が管理する区有施設で、(3)対象とする温室効果ガスは二酸化炭素でございます。

(4)削減目標です。①温室効果ガス排出量ですが、CO<sub>2</sub>を平成25年度を基準として、第五次計画が令和6年度までに26%以上、第六次計画が令和12年度までに51%以上となっております。②エネルギー等使用量については資料記載のとおりです。

2ページをご覧ください。3、第五次及び第六次計画の進捗状況です。(1)CO<sub>2</sub>排出量でございます。令和6年度のCO<sub>2</sub>排出量は1万6,836トンCO<sub>2</sub>となり、基準年度比で約31.4%減少しており、目標を達成しております。これは節電の取組や改修工事に伴う空調、照明など、省エネ設備の導入効果によるものと考えられます。

次に、(2)エネルギー等使用量です。CO<sub>2</sub>排出量をエネルギー種別に見ると、電気の使用による要因が69%、ガス使用による要因が30%で、両方で全体の約99%を占めております。各エネルギーの使用量ですが、①電気使用量は、令和6年度は3,263万2,000キロワットアワーと、年度目標を僅かに超過しております。

3ページをご覧ください。②ガス使用量は、令和6年度は244万3,000立米と、目標を超過しております。

③ガソリン等車両用燃料使用量は、令和6年度は9万7,547リットルと、目標を達成しております。

④水使用量は、令和6年度は48万9,263立米と、こちらも目標を達成しております。

4ページをご覧ください。⑤用紙使用量は、令和6年度は13万1,927キログラムと、目標を超過しております。

⑥ごみ排出量は、令和6年度は35万8,078キログラムと、目標を超過しております。

なお、③のガソリン等車両用燃料使用量ですが、令和6年度実績より集計システムを更新した結果、旧システムと新システムにおいて集計方法の差異があったため、令和5年度以降の数値を新システムで再集計し直したことにより、昨年度のご報告と数値が異なっております。ご了承ください。

今後は、目標を超過しているエネルギーについて削減に努めるとともに、目標達成をしているエネルギーにつきましても、より一層の削減に努め、区が排出するCO<sub>2</sub>の削減を進めてまいりたいと考えております。

ご説明は以上です。よろしく願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

中嶋委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆中嶋恵 委員 計画のエネルギー使用量の⑤用紙使用量の部分ですね、ペーパーレス化が進まない理由について教えていただけますでしょうか。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 用紙使用量の削減が達成できない理由としましては、どうしても業務の性質上、紙での対応が必要なものがあるため、減らすのが難しいといった状況にあると考えております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 難しい理由というのもすごく分かるんですけども、台東区は、ほかの区から比べてもデジタル化が進んでいるかと思うんですけども、ただ、一方でペーパーレス化が進まない理由はもう慣習の部分だと思いますので、管理職が率先して垂範するとか削減目標の設定、また、研修の実施等を行って、効果を図っていただければと思いますので、引き続き進めていただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長 ほか。

寺田委員。

◆寺田晃 委員 進捗状況を報告いただきまして、第五次計画では何とか頑張ったかなという。赤い目標のライン分かりやすくてよろしいかと思うんですけど、今後、第六次計画を進めていくに当たって、なかなか厳しい状況というんですかね、もうどんどん頑張らなければいけないのかなと思うんですが、今後どのように進めていかれるか。また、施設管理者さんとか、また職員の皆さんを含め、どのように周知してご協力いただくか、実践していただくか、その辺お聞かせください。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 現在のところ、CO<sub>2</sub>削減の目標値は達成しておりますが、そちら施設の整備のLED化だとか職員の省エネ努力があった結果かと思えます。しかしながら、猛暑による空調の稼働量の増などと併せ、施設のLED化が完了したこともありますので、今後はやはり新たな取組がないと削減目標を達成できなくなってしまうのではないかと考えております。取組の一つとしまして、令和7年度からは庁舎のガスを温室効果ガス、カーボンオフセットガスに変更したりだとか、区有施設の一部についても、23区共同オークションにより調達した再生可能エネルギーの電力を導入するなど、温室効果ガス削減に向けた取組を進めているところでございます。それに加えて、職員一人一人の行動というのも大事になりますので、一人一人の方にこんな行動をしてほしいチェックリストを年に一度やっていたり、あとは施設管理者の方向けの省エネ講習会なども、総務課の主催の講習会になりますが、そういったものをやりながら、さらなるCO<sub>2</sub>削減に努めていければというふうに考えているところでございます。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 それぞれ、やはり各所管、各施設、業務の目標、使命があって必死にやって

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いる中での、同時進行しながらの温暖化の活動なんですけれども、人ごとにしてしまったらなかなか進まないと思いますし、なかなか難しいかと思うんですけれども、課長がしっかり旗振っていただいて、所管別の毎月の目標とか掲げながら、チェックしながら全庁挙げて進めていただきたいと思いますので、この委員会にもどんどん報告していただいてもいいんじゃないかなというふうに感じております。大変な仕事かもしれないんですけれども、よろしく願います。以上です。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 石塚委員。

◆石塚猛 委員 寺田委員ね、課長が旗を振ったって駄目だよ、こりゃ。全庁的に取り組まなければ。区有施設なんていうのはさ、やはり課長、幾ら力あったって、何か全庁的に取り組んでいかなければ、例えば項目別にいうとき、ごみが増えてんだよね。これはやはり各家庭の自覚が足りないからこうなるわけだよ。要するに戸別収集で、ごみの、何だ、費用は下がったけれども、出す量は決して考えていないんだよ、一般家庭の人は。ということは、やはり全庁的に、何ていうの、これは節約。例えばガソリンが下がっているのは中東のおかげだよ。あそこで戦争をやっているからガソリンが高くなるから、高くなりゃ、みんな節約するんだよ。客観的な情勢だけよ。これはやはりごみとか、あるいは電気とかガスとかいうのは全庁的に取り組んで、台東区民全体がそういうムードになんなければ、下がりませんよ、これ。課長があんた、白い旗を振ってくれたって、そんな聞くもんじゃないよ、大体。ということでございます。全庁的に取り組むべきだろう。

○委員長 よろしいですか。

拝野委員。

◆拝野健 委員 この計画、国が旗振ってやっていて、都心部と地方ではもう全く状況違うんだろうなと、まず思っています。区有施設の考え方も、地方だと、やはり支所とか出張所が合理化されて統廃合があったりとか、そもそも区有施設の面積が減っている中では総排出量、もちろん減るのが当たり前の中で、本区においては減らす取組、たくさんされていたりとか、区有面積だけで見ると、平成25年が39万8,000で、今、令和6年だと42万と、5パー、6パーぐらい増えている中で排出量を考えていかなければいけない、また、地球温暖化ですとか新たな課題にも対応していく中で、なかなか減らしていく取組というのが難しい中で取り組んでいらっしゃると思います。先ほどから各委員からおっしゃっているように、意識啓発の部分もあると思うんですが、まずはできることをしっかり進めていくことが大事だと思いますので、ぜひ意気込みだけ聞いて終わりたいと思います。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 やはり今、委員ご指摘のように、地方都市とこの都会では環境の違いであって、CO<sub>2</sub>排出削減が施設の数だとか人口の多さで難しいところはあろうかと思います。そうはいつでも、取り組まなければいけないというところでございます。やはりできるところ、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

あとはもしかしたら新しい技術だとか新しい取組などで代用できるところ、そういったところを他の部署とも共有しながら進めていければというふうに考えているところがございます。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 おっしゃるとおり、やはり一律、国がやったことがそもそもなかなか難しい部分がある中で、できることが限られていると思っております。計画は計画なんですけれど、これ進捗状況だけ見て話していくと、多分見誤ることが出てくるんだろうなと思いますが、その辺も資料に説明を入れていただけると、区有面積だとか、もうあれとちょっとまた変わるのかなと思いますので、ぜひ、要望で終わらせていただきます。以上です。

○委員長 よろしいですか。

ほかよろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

---

○委員長 次に、「たいとうクリーンアップカート」の運用開始について、環境課長、報告願います。

環境課長。

◎古屋和世 環境課長 それでは、たいとうクリーンアップカート運用開始についてご説明をいたします。

資料3をご覧ください。1、目的です。来街者の多い地域を中心に、ごみのポイ捨てが多く発生し、まちの美観を損ねるだけでなく、衛生の観点からも区民生活に悪影響を及ぼしている状況が続いています。そのため、カートを押しながら来街者の多い地域を巡回し、ポイ捨て防止に係る啓発を行うとともに、ポイ捨てされたごみを回収することで、ごみをポイ捨てされにくい環境づくり、まちの美化を促進するものです。

2、実施概要です。(1)巡回日時は、毎週月曜日と木曜日午前9時から午後1時。(2)巡回地域は、区内でも特に来街者の多い上野地域及び浅草地域です。(3)巡回体制は1班2名とし、上野地域及び浅草地域をそれぞれ3班体制で巡回いたします。(4)啓発活動として、来街者に対し、ポイ捨て防止啓発物の配布を行います。(5)回収ごみは、紙くず、吸い殻、飲料カップをはじめとする一般的なポイ捨てごみを対象としております。

次に、3、補正予算額(案)です。歳入は、東京都産業労働局、地域の生活と調和した観光推進事業補助金を活用し、1,696万6,000円を見込んでおります。歳出は2,226万8,000円です。内訳ですが、クリーンアップカートの巡回委託料2,120万8,000円に加え、カートにより回収した一般廃棄物及び産業廃棄物の運搬処分に係る経費が106万円です。

4、今後の予定です。令和8年9月からの運用開始を予定しております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

石塚委員。

◆石塚猛 委員 インバウンド対策が所管じゃないから一文字もないけれども、これ、先手打ってんですよ、これ。保健所が所管だよ、例の苦情が多い民泊の。民泊の担当は既に条例改正を準備しているわけですよ、今。やはり苦情が、ちょっと数字忘れたけれども、ほとんど民泊の苦情が寄せられてんのね、台東区に。今までに100件以上あるんです、四十何件か。それも切実な苦情なんですよ。それを、今の環境の課長さんはやはり一歩進んでいるのね。こうやってクリーンということで、これはもう何つったって地域の人にはそんなに迷惑かけていないわけですから。

例えば私の町会では、私が区議会議員になって20年、月に1回、町会の役員が清掃日を決めて、約1時間だけれども、まちをきれいにしているんですよ。そういう努力を続けると、普通の家庭の人にも注意をして、ふだんから、だから、ペットボトルや何かも全くありません。あるとしたら、たばこの吸い殻か犬の、ちょっと言いにくいんだけど、お犬様のふんですよ。これなど、やはりペットを飼っている人の注意が足りないからなんで、でも、放っておくわけにいかない、きちんとする、これが大事だと思うんです。私は今の担当、環境の課長の体制というのは非常に良とするね。どうぞ強力に進めてください。

○委員長 要望でよろしいですか。

◆石塚猛 委員 はい。

○委員長 ほか。

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 移動型のごみの回収について、以前にも文化・観光委員会でも報告がありました。令和6年度、7年度に行った観光の視点から忍者や侍の格好でクリーンアップを進めて啓発を図ったものかと思うんですけれども、今回も同じような取組かと思うんですけれども、ちなみにユニホームは目立つものとか採用されるイメージなんでしょうか。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 詳細につきましては現在検討中なんですけれども、広く啓発を呼びかけることができるよう、やはり来街者からちょっと注目されるというか、何やっているんだろう、どういうことなんだろうというのを気がついていただけるような、ポイ捨て防止に係る啓発が効果的に行えるようなデザインということで今考えているところでございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 そうですよ、やはり目立って写真を撮られたりとかSNSに投稿されたりすると話題になりますので、ぜひ目立つユニホームの採用を期待しております。また、カートのほうにも装飾とかQRコードを貼って、ホームページのサイトに誘導とかなどの工夫もできたらと思いますので、併せてよろしく願いいたします。

○委員長 こちらも要望でいいですか。

◆中嶋恵 委員 はい、要望で。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 ポイ捨てが多くて美観が損なわれる中で、様々な視点でこういう環境美化活動というのはすばらしいなど思っているのですが、一定の評価はしているところであります。この4年の間に1回、環境・安全安心特別委員会でたしかスマートごみ箱とかいうのを視察させていただいたりとか、いろいろな選択肢がある中で、何で今回クリーンアップカートにされたのかということと、ほかと比較して、課題とメリット、デメリットみたいなところをちょっと比較して教えていただくとありがたいのと、多分いろいろな検討をされたと思うんです。ごみの多い地域って上野と浅草みたいなところで今、地域を指定していらっしゃるの、そういったところでちょっと教えていただくとありがたいです。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 今回、クリーンアップカートを運用するに当たって、委員ご指摘のごみ箱の設置というのも検討の中には入っておりました。しかしながら、ごみ箱を設置することによるデメリットというところで、やはりごみ箱も当然まちをきれいにする取組ということでは、一定の効果があるというふうには認識しております。ただ、今、台東区内で起きている課題としましては、まちの中にごみが落ちている、それをどうするかというところを何とかしなければいけないということで、やはり啓発をしながら拾うという行為がセットになっているクリーンアップカートのほうを選んで進めていくというふうにさせていただいたところになります。ごみ箱の場合には、そうですね、設置する場所というのがやはり限定されてしまう。どんな道路にでも置けるものではないというところであったりだとか、あとはいろいろなごみを入れられてしまうリスクがあったり、あと入れたものを、やはり分別するというところがうまくできるのかどうか、まだちょっと検討の余地というのもあるのかと思い、今回はごみ箱の設置ではなく、カートのほうで啓発をしながら、ごみを拾いながらということでやらせていただきたいというところがございます。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 そうですね、いろいろ様々メリット、デメリットというか、課題もあると思いますし、今、発展途上なのかなというふうには思っています、スマートごみ箱自体も。今後、展望としてAIでごみを中で自動分別するみたいなところも今進めようとしているので、そういった意味で今後の検討材料として一つ、また研究していただきたいなということ、このスマートごみ箱自体とはまたちょっと違うんですけれども、今、検討を重ねた中に、これカートとごみ箱と、ほかにもどんなものをご検討されておりましたか、ちなみに。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 そうですね、やはり他自治体で行っている取組としまして、まちを自分たちできれいにするというので、地元団体への助成金だとか、そういったことをやっている自治体もありますので、そういう情報も得たところになります。あとはそうですね、罰則というところも当然、方法の一つとかいうところで、検討の中には、環境課の中では入っていると

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ころにはなりません。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 そういう意味ではいい取組だなと思っております。これ、もう心の問題だと思って、ごみを捨てるというのは。なので、その心の問題なんですけれど、その心の汚れをどんどんこれできれいにしていってもらいたいと思うのと、最後に1点だけ、これを拾うじゃないですか。持っているごみは、ごみ袋を渡して入れるんですけれど、これ捨てといていって言われた場合ってどうされますか。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 委員ご指摘のとおり、こちらが捨てそうになっている方に持って帰って啓発をしたときに、カートがあると、じゃあ、入れてってよというふうに言われるというのは確かにあるかと思えます。ただ、そこで、いやいや、それは持ち帰るものですよというふうになかなかそこでのやり取りって非常に難しいと思っておりますので、その場は一旦、じゃあ、今回は区がお預かりしますねという形で引き取り、そこで啓発をする、今回は一旦引き受けるけれども、次回からはきちんと自分で持ち帰って下さいねということで啓発物品をお渡しする。そういった場がより効果的な啓発の場面になるのではないかとこのように我々のほうでは考えているところでございます。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 せっかくいい取組なので、トラブル等が起こらないように、いろいろとその辺はガイドラインなども定めていたほうがいいのかと思いますので、頑張ってください。

○委員長 青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 私も、今の岡田委員の言われているとおりのスマごみとかもいいなというふうに思っております。それ、ご説明あったとおり、啓発が重要だということも十分分かっていて、有効だということも分かっていますが、喫緊の課題は、日々のあふれているごみが問題になっていまして、今言われていたいろいろな判断も、できたら今度は地域の商店街とかそういうところにヒアリングをかけていただいて、皆さん困っていますので、それだったら、じゃあ、こういうのを活用しようというのも話に出ると思いますので、そういうのを巻き込みをぜひお願いしたいということ、この仕組み自体は補助金活用、東京都の補助金の活用って伺いましたけれど、これ単年度ですか、ずっと出るような制度ですか。お願いいたします。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 この先というところは東京都の予算になりますので確約されているものではないというふうに認識しております。しかしながら、東京都をきれいにする取組ということで、キープクリーンウキョウという文言を掲げて、東京都も取組を始めておりますので、単年度で終わるものではないというふうに今のところ認識しているところでございます。

○委員長 青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 まとめます。単年度じゃないというふうに見込んでいますらばいいんです

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

けれど、単年度で、じゃあ、今度これをこのまま区単でというのはちょっと違うかなと、やり方変えないといけないなと私は考えていたので、その辺も考慮していただければと思います。以上です。

○委員長 いいですか。

寺田委員。

◆寺田晃 委員 この報告を聞いたときに、ちょっと不安なことが、ほかの委員もおっしゃったことだと重なりますけれども、確認なんです、ごめんなさい、クリーンアップカート、カートってどういうものを検討されているんでしょうか。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 やはりまちの中を押して歩きますので、台車のようにタイヤがついていて、大きき的には繁華街を歩きますので、物すごく大き過ぎると、やっぱり事故の原因になりますので、恐らく台車程度の大きさに箱がついてというものを想定しております。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 基本的なことを伺いますけれども、ポイ捨て防止啓発ということでやられるということで、ごみは自分で持ち帰るとというのが基本だと思うんですね。世界的に有名なのが、やはりワールドカップとかで日本人がごみをちゃんと試合が終わった後にほかの人のごみまで預かって持って帰るって、そういう文化がやっぱり世界的にも知られているということもありまして、このカートに大きく、だらしのないごみの、入れるようなボックスとか、駄目なごみとか、失格なごみとか明記しながら、今日は預かりますけれどもって言いつつも、持ち帰るのがやっぱり正しいんだなって、その啓発用の袋にも合格なごみとか100点のごみとか、満点とか、賢いごみとか分かりやすくやりながら、そこでやはり一緒にやることに意味があると思いますし、携わる方がそういうふうには声をかける人にこういうことなんですって訴えていくことによって、理解していただけるのかなというふうに、何とかこの事業を成功していただきたいなと思っていておりますので、また進めながら、改善するところがありましたら改善していただきながらやっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○委員長 石塚委員。

◆石塚猛 委員 これ今のいろいろ皆さんのやり取りを聞いてね、非常に心配なのは、清掃局ってちゃんとした部署があるわけですよ。本来、清掃局がしっかりやっているわけですよ、こういうのも含めて。ちょっとお尋ねしたいんですけど、間違いかも分からないですけど、民泊で、例えば事業、事業って言えるかどうか分からないですけど、家庭的なごみになるんですけど、あれはやっぱり清掃局で無料で集配してんの。

○委員長 事業です。していないけれど。

◆石塚猛 委員 ごめんね、突然で。

○委員長 台東清掃事務所長。

◎廣瀬幸裕 台東清掃事務所長 お答えいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

民泊事業者等は一般事業者と同じくくりになりますので、事業者のごみというのは一般廃棄物処理業者に基本的には委託して、通常お願いしてやるような形ではお願いしております。ただ、例外的に民泊事業者にかかわらず、区内のごみの量が少ない事業者さんとかについては、例外的に個別に対応しているケースというのはございます。

◆石塚猛 委員 その件で。

◎廣瀬幸裕 台東清掃事務所長 はい。

○委員長 石塚委員。

◆石塚猛 委員 台東区は私、議長会のときに自慢したんだけど、清掃業務というのは非常にうまくいっていると思うんですね。というのは、清掃担当が非常に充実した組織をつくって努力をしているというので、私は評価して、それを23区議長会で堂々と論陣張ってやったの。戸別収集でお金かかる、確かにかかったんだよね、最初。だけど、今は下がってんだよ、費用が。それぐらい担当、清掃課が頑張っていて、例えば前もって言われると、お年寄りがマンションでエレベーターがないところなどは、そこまで駆け上って行って集配してくれるという、そういう努力も今してくれているし、また山谷地域は実は東京都の城北、何でしたか、城北…

(「旅館組合ね」と呼ぶ者あり)

◆石塚猛 委員 うん。東京都はやっぱり考えていてね、あれを撤去しようとしてんですよ、実際は。だけど、まだまだ撤去には至っていないので、続いておりますからね。あれだって東京都からすりゃ大した金額じゃないけれども、台東区がしようとなるとできない。そのぐらい、まだ山谷対策費用というのがあるわけですから、これは環境と清掃というのはやっぱりタッグマッチだよ。お互いに連絡し合うとか問題を共有してやるべきではないかでしょうかね。要望です。

○委員長 よろしいですか。

◆石塚猛 委員 はい。

○委員長 ほかいいいですか。

高橋副委員長。

◆高橋えりか 副委員長 本日、様々なご意見やご質問ありまして、私も、この事業については、ポイ捨て防止はまちの美化につながる取組として非常に期待しております。また、台東区には、大江戸清掃隊をはじめ町会や商店街、企業の皆様など自主的に清掃活動をしてくださっている方がたくさんいらっしゃるかと思います。今回ご用意するカートというのが、委託事業者さんが用意するということなんですけれども、せっかく始めるのであれば、将来的には区として独自でカートを所有して、それを地域で清掃活動されている方や大江戸清掃隊の方とかが使えるような形にするというのも一つあるのではないかなと思います。区がやるだけではなく、地域の皆様と一緒にまちをきれいにしていく、そんな取組に発展していったらいいなと思いますので、よろしく申し上げます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 要望でいいですか。

◆高橋えりか 副委員長 はい。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

---

○委員長 次に、台東区公衆喫煙環境の整備指針の改正について、環境課長、報告願います。  
環境課長。

◎古屋和世 環境課長 それでは、台東区公衆喫煙環境の整備指針の改正についてご説明をいたします。

事前資料1をご覧ください。1、これまでの取組です。区では、まちの美化を図るとともに、喫煙する人もしない人も共存できる環境づくりのために、公共の場所における歩きたばこの禁止や喫煙禁止時間の設定、台東区公共喫煙環境の整備指針を策定し、公衆喫煙所の整備、マナー啓発などに取り組んでまいりました。

2、現状と課題です。整備指針の策定以降も、ルールやマナーを守らない喫煙、吸い殻のポイ捨てに対するご意見が増えていることを踏まえ、まちの美化に向けて喫煙ルールの見直しなどを行う必要があります。また、分煙環境づくりの推進のため、さらなる公衆喫煙所の整備に取り組む必要があります。

2ページをご覧ください。3、主な改正内容についてです。（1）喫煙ルールについてです。公衆喫煙所を除く屋外における公共の場所での喫煙を終日禁止とすることで、吸い殻のポイ捨てを抑制し、さらなるまちの美化を図るとともに、喫煙する人もしない人も共存できる環境づくりを推進してまいります。

（2）公衆喫煙所の整備エリアについてです。現行の整備指針では、ご意見が多く寄せられているエリアを重点整備エリアとして設定しています。今後、喫煙ルールの見直しを行うことを踏まえ、各地域の状況等を総合的に考慮し、区内全域において公衆喫煙所の整備を推進していくこととします。公共の場所における喫煙を終日禁止とする時期につきましては、喫煙ルール変更の周知期間を十分取る必要があること、令和8年度拡充した公衆喫煙所整備費等助成の効果を見ていく必要があること、喫煙所のない地域もあり、喫煙所を増やす必要があることなどを踏まえ、令和10年度以降を予定しております。

4、台東区公衆喫煙環境の整備指針（改正案）についてです。ただいまご説明したとおり、所要の修正をしております。事前資料1、別添の9ページ、こちらには整備エリアについて変更点を記載しております。資料14ページ、こちらには喫煙ルールの見直しについて記載をしております。後ほどご覧いただければと存じます。

5、今後の予定です。7月上旬から台東区公衆喫煙環境の整備指針案のパブリックコメントを実施し、第3回定例会で最終案を報告させていただき、10月からは新指針の運用を開始いたします。

ご説明は以上です。よろしく願いいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 指針について読ませていただきました。ルールの見直しというところに関しましては否定するものではないんですけども、多分、非喫煙者の方々の約3割程度の方は、喫煙者全員がマナーが悪いと思っているというアンケート回答があるんですよ。非喫煙者の方は約3人に1人は、たばこ吸っている人は全員マナーが悪いと思っているという結果。

(「思っています」「思っていますって」と呼ぶ者あり)

◆岡田勇一郎 委員 はい。ただ、区役所の前の喫煙所を見ていただいても分かるように、しっかりと並んで、この定員を守りながら、しっかりとその場で吸おうという、本当にマナーを守る方は一定数以上いるんですよ。そういう方々にとって、やっぱりマナーを守りながら、ルールを守りながら、吸える環境というのは一つ必要なものであるのではないかなと思っています。一部、守らない喫煙者の方々が目につくことによって、ほぼ全員がルール違反、マナー違反だと思われる現状の中で、こういったルールの見直しというのは大切なことでもありますし、区民感情に寄り添うということではあると思うんですが、まず1点目で、こちらに書いてある全面的に禁煙を進めていこうというところであるんですが、ちょっと先ほどの指針の一番最初にもありましたけれど、ポイ捨てが結構問題であるというのも一つの問題で出ていましたが、先ほどのクリーンアップでも出ていましたが、ある一定の地域は特にポイ捨てが多いんだと認識はしております。そういった意味で、全面的な全ての禁煙も未来では考えなければならぬかもしれないんですけど、一部、禁止エリアの設定を含めて、段階的に進めるような方向性も考えたほうがいいんじゃないかなというふうには思っています。

あと、パブコメは取ると思うんですが、飲食店とか商業施設への影響がかなり大きいと思っています。先ほど言っていたエリアに、上野、浅草などは特に。お店の中で吸えないとか、お店の中に喫煙ボックスを設置できなかったお店は、目の前に灰皿を置いて吸っていただいている現状があると思うんですね。そういったところで、そういう意味ではちょっと喫煙所の数が大幅に足りていないだろうというふうに想像ができます。そういう意味で、飲食店とか商業施設にも影響あるので、そういったところへのヒアリングというのはどう考えていらっしゃいますでしょうか。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 飲食店への影響というところで、事業者さんへのヒアリングというご質問かと思いますが、今のところ具体的に、そこはどのようにやっていくっていったところについては、まだ整理ができておりません。これから先、時期としましては令和10年度以降を予定しております。その中で環境課の場合が直接、飲食店との接点がございませんので、そういう飲食店を管轄するような部署とも連携をしながら、健康増進法において飲食店が全面禁煙になったっていったところもございますので、そういった部署とも連携しながら、どのような形で飲食店の方々からご意見を聞いていくのかというのは、今後ちょっと調整してまいりたい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

と思います。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 ぜひそういった影響が出そうなところは、パブリックコメントって見ますと、先ほど一番最初の冒頭で申し上げたとおり、非喫煙者の方の3人に1人は全員悪もんだと思っている中で、ちょっと偏った意見になりがちなのかなというところで、実際使われている飲食店や施設の方々のヒアリングもぜひしていただきたいなというふうに思っているのと、規制の強化というのは一部必要ではあるんですけども、喫煙所の整備が同時に進んでいないと、なかなかルールを逸脱せざるを得ない区民の方が出てきて、それが行政への不信感につながる可能性というのは十分に考えられると思うんですね。ですので、まずは吸える場所の確保をたばこの製造会社だったり、たばこの販売会社だったり、いろいろなところとちょっと相談しながら、本当は私の気持ちでいうと、区有施設や公園でしっかりと煙対策をした上で吸えるようにしていただくのは、多分一番いいんだと思うんです。

なぜなら、言問通りより上っ側は喫煙所が2か所、予定も含めて2か所しかないんですね。そうすると、じゃ、言問通りより上っ側の人はどこでたばこを吸うのかと。家の前も禁煙、マンションも禁煙、どこも吸う場所がないってなると、人の家の敷地内に入って吸うとか駐車場で吸うとか、結局、その規制をかけたことによる弊害が当然生まれる可能性というのは考えねばならないところだと思うんですね。そういった意味で、まずは吸える場所の確保をしながら、区内全域で捉えるのではなくて、面で捉えるのではなくて、そのエリアで捉えながら、喫煙環境の整備が終わったというところから、徐々に徐々に路上の禁煙を進めるなどの対策はぜひしていただきたいなという、ちょっと長い意見で申し訳ないんですが、よろしく願いいたします。

○委員長 要望でいいですね。

◆岡田勇一郎 委員 要望で結構です。

○委員長 青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 よろしく申し上げます。今のルールの見直し案については、令和10年の予定ということで目標を立てられたということで認識をしております。その中で今回のやつは健康増進、あと受動喫煙防止、あと観光都市としての環境整備という目的がある一方で、たばこの税金、あと、たばこ販売店への影響、大体今、岡田委員が言われたのは喫煙所の整備、あとは路上喫煙対策など、財政面の影響があると思いますので、すみません、ちょっと長くなりますけれど、1つずつ伺いをいたします。

1点目は、たばこの税金への影響範囲なんですけれど、台東区は観光地を抱えておりまして、区内に多くのたばこ販売店が存在をしております。その中で、まず1点目は、現在の区のたばこ税金は年間幾らあるのか、また、過去もしくは5年でもいいんですけど、10年もしくは5年の推移はどのようになっているのか、分かれば教えてください。

○委員長 環境課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎古屋和世 環境課長 台東区におけるたばこの税収につきましては、税務課に確認させていただいたところ、過去、平成の27年から令和元年度までの間は33億から35億で推移をしております。その後、令和2年から令和4年はコロナ禍ということもございまして、26億から29億でこの間、推移をしているところがございます。令和5年度以降は32億程度で推移をしております。令和7年度は決算前で見込みではございますけれども、32億程度の収入というふうになっております。

○委員長 青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 ありがとうございます。大体32億ぐらいと伺っております。その場合、この32億が全部なくなるわけではないのは十分分かっているんですが、今言われていました令和10年の予定で24時間の禁煙化、全面でやったときの区の税収に対する影響はどのように今現在、見込んでいるのか、もし試算を行っているのであれば教えていただければと思います。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 24時間全面禁煙化した場合の台東区の税収の影響の試算ですけれども、たばこを吸うことそのものをやはり禁止している趣旨の取組ではないので、そこについては今、試算というのとはしておりません。

○委員長 青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 少なからず影響はあると思いますので、特に今お話あったとおり金額は結構大きいので、その辺のところの試算はやられたほうが、ぜひやっていただければと思います。

次、2点目、今度は販売店への影響ということで、先ほどもお話しさせていただいたとおり、区内事業者、たばこの事業者さん、いっぱいあると思うんですけれども、この辺のところを考えて区内のたばこの販売許可店舗数というのは何店舗あるのか、もし分かれば教えていただければと思いますが。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 たばこ販売店数につきましては、区として正確な数字は把握していないということもございました。なので、申し訳ございませんが、ここで今答えられるものではないです。

○委員長 青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 分かりました。すみません、販売許可店舗数は把握されていない。ただ、大小いっぱいございますので、その辺の企業と、あとは事業者についても、先ほど岡田委員が言われていた、ヒアリングをかけるときは漏れのないようにやっていただければと思っております。

あと喫煙所の整備につきましては、先ほど岡田委員言われたとおり、整備を進めていくべきだと思っております。私も今認識している限りでいうと、パーティション型が今、区内10か所で、密閉型が8か所というふうになっておりますが、まだまだ足りないと思っておりますので、この辺の整備をどんどん進めていただければと思っております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ちょっと岡田委員とかぶってしまうかもしれないんですけど、これを、もし制度をやった場合、私道を含む私有地とか駐車場、今でもそこで吸う方いっぱいいて、近隣の皆さん困っていますので、今のまま喫煙所を整備しないまま進めた場合、そういうところでの喫煙がされた場合、地域住民の皆さんに影響がかなり出てまいりますので、喫煙所の整備はぜひ並行というよりも事前に進めていっていただければという要望をさせていただきます。

あと、これはあれなんですけれども、費用対効果というわけではないんですが、今回いろいろなのをやった場合、今現在、多分、受動喫煙の苦情とか路上喫煙の苦情、この辺がかなり区の方にも来ていると思うんですが、この辺のところは今回の制度をやった場合、例えばどれぐらいへこむ、減少するかというのはもし見込んでいなければ教えていただきたいし、その効果を測定するKPIとかを設定しているのかどうか、今現在ですよ、設定しているのかどうかをお伺いいたします。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 今回、条例改正をして路上喫煙全面禁止にした場合に、区への区民の皆様からのご意見がどのように変化するのか、そしてまた、委員ご指摘のKPIとしてその成果はどうなのかっていったところについては、まだそういった予測は立てておりません。現にやはり今、区民の皆様からいただいているご意見としましては、令和7年度の実績としては476件、環境課だけ、環境課に寄せられた喫煙に関するご意見は476件ということで、少し前、平成29年度134件でしたので、非常に多くなってきているということが実態でございます。実際、やはり全面禁煙にするべきではないかというものの中に、意見の、そうですね、条例改正をすべきじゃないかというのも1割程度、意見をいただいておりますので、そういったところについては、ご意見が条例改正することによってなくなってくるのかなというふうには想定されるところでございます。

○委員長 青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 分かりました。いろいろなご意見もあると思いますし、現在いろいろな苦情も、私たちにも、区議会議員にもいっぱい来っていますので、その辺のところは他区とか見ながら、ぜひ進めていただければと思っております。

最後に、質問ではないんですけど、区のたばこ税は、区民だけじゃなくて、観光客や来街者の消費によっても支えている面がありまして、区のたばこ税収額と喫煙対策関連経費、例えば清掃とか啓発、指導員、先ほどあった啓発とか、この辺のところもぜひ比較しながら、収支状況を見守っていただければというふうに要望をさせていただきます。

○委員長 よろしいですね。

寺田委員。

◆寺田晃 委員 まず初めに、この事業の目的は、やはり台東区は分煙ということと、禁煙する人もしない人も共存できる環境づくりを目的でやっておりますので、当たり前のことですが、受動喫煙でお困りの方や、民泊も含めて自分の敷地内で吸われたり、民間のパーキング、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

コインパーキング等で吸われて掃除するのは事業者さんですから、そのようなことをなくすための事業であって、それなので、税収にかかわらず進めていくべきだなんて、私は個人的には思っております。それを踏まえた上で、ちょっと幾つか確認させていただきたいんですけども、これまでの指導状況や苦情の状況ですね、改めてちょっと聞かせてください。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 区に寄せられるご意見の数ですが、先ほどもご答弁させていただきましたように、令和7年度476件ということで年々増加傾向にあるところがございます。そうですね、令和7年度は476件で、令和6年度は357件ということですので、1年間で100件以上、環境課に寄せられるご意見は増えているというところがございます。

また、マナー指導員の指導の状況でございますが、令和5年度に指導員のほうを増員しまして、体制強化を図っております。現在、8班16名による巡回指導、マナー啓発を行っているところです。実際の指導件数につきましては、令和5年度が7万件、6年度が9万4,000件、令和7年度が7万9,000件となっております、指導件数に増減はありますが、引き続きマナー指導が必要な地域の状況かというふうに考えております。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 指導員の配置なんですけれども、どのように配置されているんですかね。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 指導員の配置でございますが、日頃ご意見の多いエリアを中心に回っていただいているところです。また、あわせて、ピンポイントでご意見などがあったところには、機動班ということで、そこにすぐに行けるような体制を取りながら、区民の皆様のご意見に対応しているところでございます。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 指針を見させていただいたときに感じたんですけれども、要するに意見が多く寄せられている場所が重点整備エリアになっていまして、当たり前なのかもしれないですけど、言問通りより北の部分というのは、やはり苦情がないというか、不思議だと思ったのが、民泊のたばこを吸われる方の苦情というのが環境課さんには届いていなくて、保健所には届いているのかなって。ねえ。ねえと言ってもあれですけど、その辺はいかがなんですか。

○委員長 まだ、いいですか。

環境課長。

◎古屋和世 環境課長 委員ご指摘のとおり、環境課に寄せられている数を今ご説明をさせていただきました。民泊関連で何かご意見ってなりますと、管理している保健所のほうに行きます。その中として、その中にたばこのものも入っているということも考えられるというふうに思っております。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 なので、進めていくに当たって、その情報共有というんですかね、同じたば

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

この苦情なので掌握していただきたいなという部分と、それと今後進めていくに当たって、同時進行より先行してという青鹿委員のお話もありましたとおり、課長もお話しいただいているとおり、各担当所管の方に産業振興課とか、また公園課さんとか、本当に先ほどのお話じゃないですけども、できることなら庁内本部会議も開いていただきながら、全庁挙げてできることを先行して、この整備指針の10年以降に終日禁煙というのがスムーズに行くように、吸われない方も、ああ、よかったなって思えるように、吸う方もよかったなって思えるような進め方をしていっていただきたいと思いますので、よろしく願います。その辺、何か答弁があるようですから。

○委員長 聞きますか。

環境課長。

◎古屋和世 環境課長 現在、区のほうでは区民生活と調和した観光地づくりということで、こちら副区長を筆頭に全庁的な取組をしているところでございます。今回、私、環境課のほうでご提案させていただいた24時間全面禁煙化の取組もその中の一つとなっております。そこには、関係する部署が一堂に会して様々な議論を行っておりますので、その中で今後の進め方についても情報共有をし、庁内連携をした上で進められるようにと考えております。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 最後にしますけれども、言問通りから北側の部分というのはやはり民泊、宿泊量も増えていまして、民泊の条例の中で可能ならば、先々その施設を造るなら喫煙室、喫煙ルームを設けるとかいうふうにしていただければ、表で吸っている方に、ここは通学路ですから、ここで吸うのはやめてくださいとか、公園で遊んでいる幼児がいるので、公共、吸える場所に移動していただきってスムーズに言えるように、北側の部分にもやはり安心して吸える場所を増やしていただきたいなって、これはもちろん環境課さんだけではできないことですし、そういう協議会を設けているのであれば、もう既に吸う場所ができていてもおかしくないなどは思うんですけども、それぞれできることを積み重ねていくしかないんですが、今現状で本当に宿泊業をやられているところが増えている中で、表で吸う方も増えているところでございますので、吸う場所がなければ真向かいの空いている駐車場で吸ってしまいますし、そういうことがなくなるようにスピード感を持ってやっていただきたいと思いますので、よろしく願います。以上です。

○委員長 よろしいですか。

ほか。

吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 私からも、かぶらないようにご質問させていただきます。

終日禁煙化を進めるに当たって、今後、飲食店、事業所などを新規開設される事業者に対して、区が終日禁煙化になっていく方向をご説明した上で、従業員さんだったり、お客様に喫煙への配慮をしていただけるように、例えば喫煙ルームをつくれるところをお願いするだったり

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

とか、区から働きかけをすることは可能でしょうか。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 喫煙ルールの見直しにつきましては、区内の事業者の皆様と、あと飲食店の皆様にも影響があるものというふうに考えております。今回ご提案は令和10年度以降を予定ということですので、見直しの時期といたしますか、決まり次第、速やかに様々な媒体を通じて広く周知をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 承知いたしました。全面禁止にした千代田区さんは90か所喫煙所があるというところで、台東区は30か所です、やはり終日禁止した後の施行当初の対応が重要なのかなと思っています。いわゆるみんな破っているからいいやって思われてしまわないように、喫煙場所の確保を引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

あと公衆喫煙所のウェブマップについてなんですけれども、今現在6言語に対応している公衆喫煙所のウェブマップを公開して、多言語での周知に取り組まれていると思います。区のホームページのみの今記載だと思うんですけれども、外国人の方の、観光客の喫煙者の方にあまり届かないのかなと思っていまして、例えば観光課などと連携して、外国人観光客の喫煙者に届くようなアプローチ方法などを工夫することは可能でしょうか。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 現在、ホームページのほうでも公開しておりますが、外国人の方に向けては観光課のほうで行っておりますT A I T Oおでかけナビのトイレ・公衆喫煙所マップのほうでも周知ができるように連携を図らせていただいております。また、宿泊施設等を通じて配布しております観光マナーリーフレット等の中にも二次元コードをつけていただいて、アクセスできるように周知をしているところでございます。また、マナー啓発のときにもお伝えするなど、いろいろな場面を通じてやらせていただいております。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 ありがとうございます。引き続きよろしくお願ひします。

あと、最後なんですけれども、あまり知られていないんですけれども、パイプという喫煙群もありまして、日本国内では利用者数が少ないんですけれども、海外だとメジャーで、日本でいうと加熱式たばこ、アイコスみたいな立ち位置なんです。アメリカとかヨーロッパ、アジア、海外では紙巻きたばこの利用者が減っていて、逆にパイプ利用者が増えているんですね。パイプは何でできているかっていいますと、植物性グリセリンとかプロピレングリコール、あとは香料ですね、そちらを水蒸気化して吸うものでして、日本国内で売っているものはニコチンとタールが一切入っていないものになるんですね。ただ、海外では基本的にニコチンのみ入っているものになりまして、それが近年、たばこからパイプに移行されている方が多いという要因の一つかなと思っています。その中でパイプの水蒸気は、いわゆる煙ではないんですけれども、フルーツの香りがしたりとか水蒸気だからこそ、喫煙所じゃなくても、どこでも吸え

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ると認識されている方もいらっしゃるんですね。

自分も以前、上野のベイプショップ、ベイプ専門店で10年ぐらい店頭に立っていたんですけども、外国人のお客様からベイプの喫煙マナーを聞かれるということが結構ありまして、日本国内ではまだ法律とか一切ないので、周りへの配慮を考えてモラル上よくないから、喫煙所をぜひ使ってほしいということは伝えてはいたんですね。これから外国人の観光客が増えるということと、海外におけるベイプ利用者、今後も増加するんだろうなと予測しておりまして、そこでベイプも喫煙所で吸うという認識を持ってもらうための周知も必要になってくるかなと思います。例えば6言語の公衆喫煙所マップにベイプも喫煙所で利用してほしいみたいな文言だったりとか、例えば新しく設置する看板には、たばこのマークと一緒にベイプのマークみたいなものも入れていただくだったりとか、そういう形で喫煙者の方に利用していただけるよう、できる範囲で周知していただくことは可能でしょうか。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 今お話がありましたベイプという、電子たばこというんですかね、こちらはたばこの葉を使用していないので、たばこ事業法で規制されているものにならないので、こちらの台東区の条例の規制の対象にもなってはおりません。ただ、やはり形状がたばこや加熱式たばこと同じようなふうに、ほかの方は区別がつかないので、そのように見えてしまうと。やはり誤解を招いたりだとか、あとはそれで何かトラブルになったりとか、そういったことがないように、紙巻きたばこ、加熱式たばこに準じて、台東区の喫煙ルールの中でご利用をお願いするように、何らかの形で周知方法については今後考えていきたいと思っております。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○委員長 いいですか。

石塚委員、拝野委員、先にいいですか。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

○委員長 いいです。

石塚委員。

◆石塚猛 委員 この指針、一通り目を通すと、注意あるいはルールづくりだよな。もうそろそろ罰則つくったほうがいいよ。なぜか。こういう努力を続けても収まりませんよ、これ。例えば令和7年度で指導員が指導したのは7万件だよ、年間。こんな状況では、もうそりゃルール破っているから注意されるんだからさ、罰金、罰則ですよ、これはもう。もう私はそういう時期に来ていると思うな。皆さんはどうお考えか分からないけれど、こうやって議論していたってむなしいじゃない、減らないんだから。

第一、たばこ吸っているやつに、たばこやめたほうがいいですよって、やめませんよ、これ嗜好の問題だから、自由ですから。それで、もうたばこ吸っている人間は、禁断症状だよな、大体見ていて。あの喫煙所の中で、煙の中で吸って、どこがいいんだというんだ、——私

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

から言わせりゃあ。新幹線のホームのあの中で吸っている、あるいは区役所のこちら側と向こう側じゃ、箱の中で吸っていてさ、あまり入ってしまうといけないから、表で待っているんだよ。あれ完全に禁断症状。—————あまり私が力む話じゃない。

なぜ私は3箱吸っていたのがぴたっとやめられたか。もう30年もたつんだけど、それは30年前、肺がんになると治せなかったのよ。そのときに三井記念病院、今も通っているんだけど、肺の手術のときに、レントゲン写真を写すじゃない。レントゲン写真ってこういうの、最近レントゲンじゃなくて、あるじゃない、レベル高いCTとかMRIとか、あれに写すとね、肺って、ほら、浄化装置じゃない、空気の。あの浄化装置の、掃除機あの、何だ、クーラーのあれじゃないけれど、ひどい人はただれているんだよ。私、あれ見てやめた、本当に。たばこ、気持ちよく吸っているけれど、ろくなことないのよ、本当に。喫煙者にとっては、何言っているんだ、じじいめって言うかもしれないけれど、現実は甘くないのよ。

課長に尋ねるけれど、そろそろ、指針も結構だけれど、罰則規定の考えってないの。優しいかもしれない。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 罰則につきましては、やはり条例で定めている自治体もございます。一番、皆さんのほうでも、委員の皆様ご存じのが、千代田区で罰則も設けております。やはり罰則というのも抑止力の一つにはなるのかなという。吸ってはいけないところで吸わないようにする、またポイ捨てをしないようにするという抑止力にはなるかとは思いますが、まずはルールの見直しをして、啓発をしていくことを進めながら、やはりそれでもなおかつということであれば、そういった方法も考えなければいけないということもあるかと思っております。ただ、喫煙所の整備だとか、そういったところについても同時に進めていかないと、罰則だけをというのなかなか難しいところかなというふうには考えているところでございます。

○委員長 石塚委員。

◆石塚猛 委員 \_\_\_\_\_

○委員長 \_\_\_\_\_

◆石塚猛 委員 \_\_\_\_\_賛成しないだけで。

千代田区って広いじゃない。台東区って23区で一番せせこましいところでき、上野、浅草の歓楽街があって、そういう狭いところで、ただ喫煙というのは、どんなに注意しても止まりませんよ、これ。そうすると、究極、今、課長言ったけれど、それでも駄目なら考える必要がありますねと言ったけれど、そうなりますよ、当然これは。やはり罰則で縛りをかけないと、注意で、啓発だけじゃ終わらないと思う。その辺、もう1回しつこいけれど。

○委員長 もう1回聞きますか。もう1回聞きますか。

環境課長。

◎古屋和世 環境課長 罰則というところも、やはり効果的な一面はあるかというのは十分認識しております。ただ、台東区は来街者の多い地域ですので、やはり台東区のルールというの

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

がどのような形で来街者の方にきちんと伝えられるのかっていったところも考えなければいけないと思っております。また、ポイ捨てだとか吸ってはいけないところで吸っているというような状況における罰則についても、その場で見つけて罰則ということになりますので、なかなかそれは非常に、見つかった人とそうでない方の不公平感などももしかしたらあったり、あと、そういったところでの運用の難しさっていったところもあるかと思えます。ただ、実際それを運用している自治体もごございます。新たに、たばこではなくて、ポイ捨てというところで始めているような自治体もごございます。そういったところについては実施の状況を注視しながら、台東区ではどうなのかというのは常に考えていきたいというふうに考えております。

○委員長 よろしいですか。

石塚委員。

◆石塚猛 委員 これをやめますけれど、やはり課長もちらっと答弁したけれど、この指針が例えば3年、5年たっても現状変わらない、相変わらず指導員に指導されるのが7万件とか何万件って出てきている状況であれば、これはやはり罰則に話がいけないと減りませんよ。だから、そういう話を課長は予見しているから、ちらっと言っていたけれど、この指針が悪いとは言っていないよ。ただ、手ぬるいですよって私は思っている。これで啓発が進んで減るとは全く思っていない。たばこ喫煙者って、やっぱりやめませんよ、それは、本当に体の一部ですもん。だから、もう要望でいいですけど、当然そうやってきますねというのが私の考えです。以上です。

○委員長 いいですか。

拝野委員。

◆拝野健 委員 14ページの喫煙ルールの見直しの真ん中ぐらいなんですけど、令和10年度以降（予定）より終日禁煙としますと書いてあるんですが、新指針の運用自体は今年の10月から始まると思います。そうすると、予定が外れるか外れないかみたいな話のところ、いろいろな今、議論もあったんですけども、令和10年度までの間に、もし、委員会でもたまたま報告があるという認識で合っているんですか。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 まず、整備指針の最終案については、当然、第3回定例会で報告をさせていただき、喫煙所の整備の運用の見直しであったりだとか、そういったことを10月から始めさせていただくというものになります。今回の指針の改定の中では、令和10年度以降、路上喫煙終日禁止という書き方をさせていただいております。これの時期、いつからということにつきましては、改めて準備が整った段階でご報告をさせていただき、条例改正につなげていくという流れで考えているところでございます。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 委員会の報告という理解でいいんですよね。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 ご指摘のとおりでございます。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 我が会派、いろいろな考え方の議員がいますので、分かりました。確認できてよかったです。以上です。

○委員長 よろしいですね。

◆拝野健 委員 はい。

○委員長 ほかいいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

理事者からの報告は、以上であります。

---

○委員長 案件第2、環境及び安全安心について、その他ご発言がありましたら、どうぞ。ないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 おはかりいたします。

案件第2、環境及び安全安心については、重要な案件でありますので、引き続き調査をすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

○委員長 以上で、案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

なお、年月日、委員長名及び議長名の朗読については省略いたします。

(久木田議会事務局次長朗読)

---

○委員長 これをもちまして、環境・安全安心特別委員会を閉会いたします。

午前11時27分閉会